

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(平成20年度上半期分)

(府省名: 宮内庁)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
新聞の購入(単価契約)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第18号(事業協同組合等の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。)	5,540,112	5,540,112	100.0%	-	同組合は、中小企業協同組合法の規定に基づき設立された組合であり、宮内庁所在地域の新聞指定取扱店である。このことから、当該事業協同組合の保護育成のため、直接に当該物件を購入するため。	二(二)	
生け花の購入(単価契約)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	①株式会社 花慶 東京都千代田区岩本町1-9-2 ②株式会社 日比谷花壇 東京都千代田区内幸町1-1-1	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	6,447,836	6,370,524	98.8%	-	諸儀式等に使用される生け花は高水準のものでなくてはならない。諸儀式等は年間140件程行われ、調達数量が多くなる場合にも、当庁の要望に迅速かつ的確に応えられる業者を選定する必要がある。また、業者に不測の事態が生じた場合でも、諸儀式等の執行を確実にするため、2社と契約を結ぶ必要がある。以上をふまえ市場価格調査を行った結果、有利な価格で調達ができ、当庁で40年間の生け込み実績を有し信頼がおける同社と契約した。	二(ホ)	
テレビ放送受信料 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	2,252,260	2,252,260	100.0%	-	当該テレビ放送は、同協会のみにて提供されているものであり、放送法第32条第1項の規定により支払い義務があるため。	イ(イ)	
宮内庁における郵便の業務(信書に係るものであって料金を後納するもの)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	郵政事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	-	-	-	-	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵政事業株式会社しかなく競争を許さないため。	二(ハ)	
皇太子殿下の行啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	田中金属株式会社 ホテルニュータナカ 山口市湯田温泉2-6-24	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	806,825	806,825	100.0%	-	皇太子殿下の行啓に当たり、殿下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。	ロ	
賢所等改修第6回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	106,680,000	106,050,000	99.4%	-	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③ロ	
赤坂設備センター新築電気設備ほか第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	株式会社関電工 東京都港区芝浦4丁目8番33号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	10,463,250	10,185,000	97.3%	-	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③ロ	
赤坂設備センター新築機械設備第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	第一工業株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	6,667,500	6,667,500	100.0%	-	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③ロ	
皇居山里門石垣修復第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	114,975,000	114,975,000	100.0%	-	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③ロ	
宮殿特高受変電設備その他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	株式会社東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	(非公表)	6,405,000	-	-	本業務は、皇居内設備管制所に設置されている特別高圧受変電設備と皇居内各変電所と設備管制所間に設置されている電力監視設備の保守点検を行うものである。 当該設備は、皇居内各所への安定した電力供給、皇居内各変電所と設備管制所間の電力使用量や設置機器の動作状況の監視上最も重要な設備である。当該変電設備を構成する主要変換機器や電力監視設備の運用、計測等は信号をソフトウェアでまとめ、グラフィックパネルや警報表示盤等へ出力することで行っており、これらにかかる機器は全て榊東芝独自のものであり、製造者の設計による独自性の高い設備であるため、機器を設計・製造したものの以外に保守点検を任せられた場合、当該設備に著しい支障が生じる恐れがある。 榊東芝は、当該設備を設計、製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。	二(ハ)	

宮殿ほか空調用自動制御装置 保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	株式会社山武 東京都千代田区丸の内二 丁目7番3号	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	(非公表)	9,765,000	—	—	本件は、宮殿、御所、宮内庁庁舎及び宮内庁病院に設置されている空調 用自動制御装置の保守点検を行うものである。 当該設備は建物内の空調・給湯設備運転監視における自動制御機器で あり、重要な施設に設置されているため、故障等の不具合によって機能が 阻害された場合、その被害と影響は多大なものとなる。従って、本業務にお いては、当該設備に対して高度の保守管理技術を有し、故障等が発生した 場合における適切な迅速な対応能力と修理能力を有する業者を選定す ることが求められる。 また、当該設備は、製造者が中央監視設備、通信方式、システムの制御 等、当庁の運転監視環境に合わせて設計した独自性の高い設備であり、 設計・製造したものを以外に保守点検を任せられた場合、空調・熱源設備が正常 に動作しない等、当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。 ㈱山武は当該設備を設計・製造した会社であり、当該設備を熟知した唯 一の会社であるため。	二(へ)	
須崎御用邸温泉需給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	下田温泉株式会社 静岡県下田市西本郷一丁 目7番17号	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	2,912,285	2,912,285	100.0%	—	本件は、温泉受入口まで引湯を行わせるものである。 須崎御用邸が所在する地域における温泉供給の業務は、下田温泉㈱の みが行っており、同社は須崎御用邸へ引湯を行うことのできる設備を持つ ている。このため、同社は安定して当該御用邸に引湯を行うことが出来る 唯一の業者であるため。	二(二)	
盛花他	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	株式会社花慶 東京 東京都千代田区岩本町1-9 -2	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	4,086,726	4,086,726	100%	—	宮中の招宴において卓上を飾る盛花は、行事の性格上と宮殿という場所の 特殊性から高水準のものでなくてはならない。国賓晩餐等の大きな行事で は、様々な大きさの盛花を多数生け込み、卓上に配置するため、その技術 力はもちろんのこと、花材については季節、賓客、場所等に配慮した最良 の物を用意できる業者でなければならない。同社は、卓上を飾る盛花の生 け込みに精通しており、また、宮殿使用開始以来40年間の経験と実績を 有し、充分な信頼性を備えているため。	二(ホ)	単価契約
配膳人の供給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	①株式会社廻町配せん人 紹介所 東京 東京都千代田区廻町4-4-4 ②株式会社東邦サービス 東京都渋谷区千駄ヶ谷5- 21-12 ③株式会 社西東京スタッフ 東京都西東京市南町4-4 -2-303	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	15,849,479	15,849,479	100%	—	宮中で催される諸宴の配膳を当庁職員だけでは対応できないため、不足 となる配膳人を外部に委託している。特に晩餐、午餐等の扱いは、伝統に基 づいた格調高い儀式であるため、配膳にも長年の経験と技術が必要とな る。この3社は30数年、宮中の様々な配膳業務を経験し配膳方法にも熟知 しており、安心して行事を任せられる充分な信頼性を備えている。なお、大 きな行事の際、多数の必要人員を確実に確保するためには1社では困難 なため3社と契約した。	二(へ)	単価契約(契 約金額は3社 合計の予定 総額)
中形菊焼残月	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	①株式会社虎屋 東京 都港区赤坂4-9-22 ②株式会社清月堂本店東京 都中央区銀座7-16-1 5 ③株式会社花園万頭 東京 都新宿区新宿5-16-15	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	13,670,705	13,340,155	97.6%	—	菊焼残月は春季・秋季園遊会招待者並びに春・秋に表彰される叙勲者等 へ賜与されるものである。本製品は一般市販品とは異なり代替性のない特 定の製品であることから、確実な製造と安定した納品が不可欠である。これ らを検討し、市場調査を行った結果、製品の納入が多量になる場合は1社 では製造が不可能であること。また、不測の事態が生じた場合を考慮した 結果、製品調達を確実にこなせる業者は3社のみであった。今回契約する3 社は永年にわたり、確実な納入実績を有しており、充分な信頼性をそなえ ているため。	二(ホ)	単価契約(契 約金額は3社 合計の予定 総額)
御料車 1両 普通乗用自動車(特別車)2 両	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	トヨタ自動車株式会社 東京都文京区後楽 1-4-18	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	100,422,000	99,858,255	99.43%	—	両陛下及び皇族方が御使用になる特別車は、その使用目的に合わせて座 席や内装等当庁の仕様に基づき特別架装を行う必要がある。特別架装が 可能な車種の市場調査を行った結果、可能な車種はトヨタ自動車(株)のセ ンチュリーのみであった。 御料車同様、特別架装車も同社が製造して直接販売するもので、デー ラー等での販売は行っていないため。	二(ホ)	
プロバンガス	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 石原哲雄 栃木県塩谷郡高根沢町上高 根沢6020	平成20年4月1日	烏山通運株式会社 栃木県那須烏山市金井2丁 目20番10号	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	(非公表)	2,517,424	—	—	プロバンガスの契約について、近郊15社に調査をしたところ、プロバンガ スを供給する業者が計量器および調整器等を設置することが原則であること から、供給を受けられる業者は、当該設置の計量器及び調整器の所有者 である烏山通運株式会社のみであるため。	二(ロ)	単価契約(契 約金額は予 定総額)
発注者支援データベースシス テムのアクセス検索料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	財団法人日本建設情報総 合センター 東京都港区赤坂7丁目10 番20号アカサカセブンスア ベニュービル	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	4,286,100	4,286,100	100.0%	—	公共工事の発注をめぐり、入札・契約手続きにおける不正行為の防止、 建設市場の国際化への対応などの社会的要請を背景に、平成5年12月21 日の中央建設業審議会(建設大臣の諮問機関)により、「公共工事に関す る入札・契約制度の改革について」の建議がまとめられ、この建議の中で 各発注機関が共同で利用でき、建設会社の技術力を公正に評価しうる工 事実績情報等のデータベース整備の必要性が求められた。これを受け、 旧建設省の要請で広く建設情報を手がけている(財)日本建設情報総合セ ンター(JACIC:ジャシック)が公益法人という立場で、工事実績情報等の データベースを構築し、各発注機関へ情報提供を行うこととなった。この データベースのうち、工事実績情報を取りまとめたものが「CORINS(コリン ズ:工事実績情報サービス)」、測量調査設計業務を取りまとめたものが、 「TECRIS(テクリス:測量調査設計業務実績情報サービス)」である。また、 CORINS情報と(財)建設業技術者センターが提供する企業情報を一体 的に検索できるシステム「JCIS(ジェイシス:JC情報サービス)」にて、建設 業法第26条第3項に定められている監理技術者及び主任技術者の適正 配置の確認・徹底を図ることができる。 以上の「CORINS」、「TECRIS」及び「JCIS」各情報サービスの提供は、 (財)日本建設情報総合センターのみで行っているため。	二(へ)	

航空機借上げ	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月21日	全日本空輸株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	会計法第29条の3第5項及び 予算決算及び会計令第99条 第8号(運送又は保管をさせる とき)	(非公表)	6,575,759	(非公表)	-	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり航空機を借り上げたもの。御利用区間 で航空機を運行する会社は同社以外にないため。	二(二)	
列車借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月24日	東日本旅客鉄道株式会社 東京都台東区上野7-1-1	会計法第29条の3第5項及び 予算決算及び会計令第99条 第8号(運送又は保管をさせる とき)	3,312,960円	3,312,960円	100.0%	-	外交団牧場接待は、皇室の国際親善の一環として、毎年、春季又は秋季 に本邦駐在の各国大使等を栃木県塩谷郡高根沢町にある御料牧場に招 待するものである。 接待の日程は、当日の朝に集合場所である皇居を出発、御料牧場に到 着後に施設の紹介及び午餐等を行い、その日の夕方に皇居まで戻ってくる ものである。 この日程を円滑に遂行する上で、安全かつ正確で合理的な輸送機関は 鉄道であること、また、鉄道で移動をする際、御料牧場に最も近い在来鉄 道駅はJR宝積寺駅となるが、当該駅へ最小時間で到着することが可能で あり、なおかつ皇居から最も近い在来鉄道駅はJR上野駅となることから、 当該区間(JR上野駅～JR宝積寺駅)を利用することとなる。当該区間を直 通運転している鉄道会社は東日本旅客鉄道株式会社のみであるため。	二(二)	
正倉院宝物伎楽面修理事業第 2次10カ年計画第6年度「割 損・朽損補修工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御 苑3	平成20年5月1日	北村 謙一 奈良市西包永町3	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	(非公表)	1,955,100	-	-	本事業は、正倉院宝物である伎楽面が経年による彩色の剥落及び素地の 損傷が甚だしいことから、特に緊急に処置が必要であると認められたもの について、長期計画により修理を実施するもので、本契約は第2次10カ年 計画の第6年度に当たるものである。 当庁では、本事業が事例として希少かつ多様な材質、状態に応じて高度 な技術が求められ、その実施に当たっては豊富な知識と経験そして信頼性 を備えていることが契約の相手方に求められるものであり、契約の性質 が価格による競争に適さないものであるため、本修理事業開始に先立ち、 外部学識経験者6名により修理委員会を開催し、契約の相手方について意 見聴取を行うこととした。 その結果、「選定保存技術(漆工品修理)保持者」及び「重要無形文化財 (螺鈿)保持者」(人間国宝)に認定され、漆芸品を主とする美術工芸品の 修復技術者の第一人者として中心的役割を果たしている北村謙一(昭齋) 氏が同会各委員より修理技術者として推薦が出されたことから、本契約の 相手方となる唯一の技術者として選定したものであるため。	参加者の有 無を確認する 公募	
皇太子殿下ブラジル国御訪問 特別便に係わる受託手荷物取 扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年5月23日	株式会社日本航空インター ナショナル 東京都品川区東品川2-4- 11	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	3,527,968	3,527,968	100%	-	皇太子殿下ブラジル国御訪問において、政府専用機を使用することとな った。当該機を使用する際、空港地上支援業務(グランドハンドリング)につ いては防衛省と要請者において業務分担を行うこととなっており、機側支援、ラ ンプ業務、整備支援業務を防衛省が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者が それぞれ分担して執り行うこととなっている。 防衛省では機側支援、ランプ業務、整備支援業務を株式会社日本航空イ ンターナショナルに業務委託しているが、要請者(宮内庁)が業務分担と なっている部分についても同省が業務委託している業務と一体で執り行う 必要があるため。	二(二)	
天皇皇后両陛下の行幸啓に係 る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年6月2日	ホテルマネジメントイン ターナショナル株式会社秋 北ホテル 秋田県大館市片町7	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	885,000	885,000	100.0%	-	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程 を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。	口	
宮殿保全整備計画に伴う第7回 詳細調査業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年6月3日	財団法人建築保全センター 東京都中央区新川1丁目2 4番8号	会計法第29条の3第4項(契 約の性質又は目的が競争を 許さない場合)	17,556,000	16,800,000	95.7%	-	本業務は、「宮殿保全整備計画に伴う詳細調査業務」の第7回目として、委 員会の意見を反映させた保全計画の整理・検討、長期保全計画の策定、 宮殿の保全業務を実施するための保全基準作成、宮殿の耐震性能の確認 等を目的としている。 同センターは、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術 開発を目的として設立された公益法人であり、官公庁施設の保全に関する 診断システムの開発、補修・改修工法の評価、総合耐震診断・劣化診断等 の各種調査研究や、官庁施設の保全・更新の計画について多くの実績を 有している。また、平成13年度の総合的な概況調査及び前回までの「宮殿 保全整備計画に伴う詳細調査業務」と本業務は密接不可分であるため、前 回業務を履行した者でなければ、本業務を円滑かつ適切に行うことは困難 である。同センターは、前回業務を履行しており、本業務を適切に実施でき る唯一の機関であるため。	二(八)	

皇太子殿下スペイン国御訪問特別便に係わる受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年6月20日	株式会社日本航空インターナショナル 東京都品川区東品川2-4-11	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	2,376,448	2,376,448	100%	-	皇太子殿下スペイン国御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務(グランドハンドリング)については防衛省と要請者において業務分担を行うこととなっており、機側支援、ランプ業務、整備支援業務を防衛省が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ分担して執り行うこととなっている。防衛省では機側支援、ランプ業務、整備支援業務を株式会社日本航空インターナショナルに業務委託しているが、要請者(宮内庁)が業務分担となっている部分についても同省が業務委託している業務と一体で執り行う必要があるため。	二(二)	
皇太子殿下トンガ国御訪問特別便に係わる受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年7月11日	株式会社日本航空インターナショナル 東京都品川区東品川2-4-11	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,549,511	1,549,511	100%	-	皇太子殿下トンガ国御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務(グランドハンドリング)については防衛省と要請者において業務分担を行うこととなっており、機側支援、ランプ業務、整備支援業務を防衛省が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ分担して執り行うこととなっている。防衛省では機側支援、ランプ業務、整備支援業務を株式会社日本航空インターナショナルに業務委託しているが、要請者(宮内庁)が業務分担となっている部分についても同省が業務委託している業務と一体で執り行う必要があるため。	二(二)	
宮殿表御座所ほか保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年7月15日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	27,951,000	26,250,000	93.9%	-	本工事は、宮殿表御座所絨毯敷き替え、連翠ペランダ床石補修を行う工事である。 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(株大林組、鹿島建設株、清水建設株、大成建設株、株竹中工務店)と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。 株大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。	二(ハ)	
常陸宮邸テラス屋根改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年7月28日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	3,678,150	3,570,000	97.1%	-	本工事は、常陸宮邸テラス天井裏及び、私室部分の改修を行う工事である。 本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中の限られた時間内に調査及び施工を完了することを計画しているが、すべての工事をこの期間に完了させることは困難であり、御在殿中にも工事を行う必要がある。 この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 清水建設株は、当該施設等の新築及び改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。	二(ハ)	
那須御用邸供奉員宿泊所内装改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年7月30日	株式会社本田工務店 栃木県那須郡那須町大字湯本207	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	4,395,300	4,021,500	91.5%	-	本工事は、皇族方の御宿泊所となる施設の整備を行うことを目的とした工事であり、御利用開始までの限られた時間内に工事を完了することが求められる。 この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 株本田工務店は、近年において当該施設の改修を唯一施工しており、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。	二(ハ)	
東宮職ネットワーク機器移設・設定作業	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月6日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,811,250	1,732,500	95.7%	-	当業務は、東宮御所改修工事に伴う事務所一時移転のための東宮職LAN環境の移設・設定作業で、同社は平成10年度に構築された宮内庁ネットワークシステムを始めとする関連システム機器の設計・構築に携わり、ネットワーク全体の構築意図及び個別システム等を熟知している唯一の業者であり、同社が本業務を行うことで、リスクを回避することができるため。	二(ハ)	
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月18日	株式会社ホテル鹿島ノ森 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢1373番地6	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,160,000	1,160,000	100.0%	-	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。	口	

三笠宮邸冷暖房機取設ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月18日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	5,292,000	5,229,000	98.8%	—	本工事は、三笠宮邸私室部分の冷暖房機取設及びカーペット敷き張替えを行う工事である。 本工事は、皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することが求められる。また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 ㈱竹中工務店は、当該施設等の新築及び改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。	二(ハ)	
宮内庁庁舎空調設備ほか改修工事に伴う基本設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月21日	株式会社日建設 東京都千代田区飯田橋2丁目18番3号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	13,020,000	12,810,000	98.4%	—	本業務は、「宮内庁庁舎空調設備ほか改修工事」に伴う基本設計を行う業務である。また、平成17年度標準プロポーザルにおいて特定された㈱日建設が履行した「宮内庁庁舎諸設備改修計画検討業務」において提案された、「防災及び空調改修計画(案)」の内容を踏まえて実施するものである。 従って、本業務は、「宮内庁庁舎諸設備改修計画検討業務」からの一貫した考え方や方針に基づき具体化する必要がある。「宮内庁庁舎諸設備改修計画検討業務」の設計内容と密接不可分の関係にある。また、プロポーザル時においても、「宮内庁庁舎諸設備改修計画検討業務」と本業務は一連の業務として行うことを考慮して業者選定されたものである。 ㈱日建設は業務内容を最も把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。	二(ハ)	
宮殿豊明殿ほか保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月25日	鹿島建設株式会社東京建築支店 東京都港区元赤坂一丁目3番8号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	8,568,000	8,505,000	99.3%	—	本工事は、宮殿豊明殿絨毯敷き替え、豊明殿配膳室吊金物取り付け、豊明殿女子化粧室漆補修、東渡り廊下改修を行う工事である。 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立つての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(㈱大林組 鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店)と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。 鹿島建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。	二(ハ)	
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月27日	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号(運送又は保管をさせるとき)	1,272,450	1,272,450	100.0%	—	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、新幹線の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線を運行する会社は同社以外にないため。	二(ニ)	
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月27日	株式会社ホテルオークラ新潟 新潟県新潟市中央区川端町6丁目53番地	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,320,000	1,320,000	100.0%	—	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。	ロ	
御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月27日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	8,947,050	8,925,000	99.8%	—	本工事は、御所各所の修繕を行う工事である。施工場所は限られた時間内に工事を完了させることが求められ、また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる場所である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 ㈱大林組は、当該施設の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。	二(ハ)	
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年9月1日	エナック株式会社 東京都港区芝大門2-6-6 芝大門エクセレントビル8階	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号(運送又は保管をさせるとき)	6,198,080	6,198,080	100.0%	—	本件皇族御旅行(非公式)については、同行する団体が皇族殿下をはじめとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随行する職員の航空機座席等についても、常にお側にお仕えするために必要な座席等の確保ができるのは同社のみであるため。	二(ニ)	
東宮御所配管設備改修ほか工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年9月17日	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	9,752,400	9,450,000	96.9%	—	本業務は、東宮御所配管設備改修ほか工事に伴う工事監理を行う業務であり、平成19年度に株式会社日本設計が行った実施設計業務の内容を踏まえて実施するものである。 本業務対象工事は、増築工事、各種設備の更新等多岐にわたり、また高い品質管理が求められる。従って、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき、具体化する必要がある。実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にある。 (株)日本設計は、最も業務内容を把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。	二(ハ)	

高円宮邸電動カーテン取替ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年9月17日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	3,564,750	3,517,500	98.7%	—	本工事は、高円宮邸の大応接室等の電動カーテンの取替、三笠宮邸女子職員棟居室壁面結露防止措置等の内装改修を行うものである。 本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所は中でも御生活に直接関わる場所も含まれるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店は、当該施設等の新築及び改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。	二(ハ)	
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年9月18日	株式会社エフ・ティー・シーホテル開発 大分県大分市高砂町2番48号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,345,000	1,345,000	100.0%	—	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。	□	
御料牧場畜舎汚水処理設備工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年9月18日	株式会社梓設計 東京都品川区東品川二丁目1番11号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	3,536,400	3,517,500	99.5%	—	本業務は、御料牧場畜舎汚水処理設備工事に伴う工事監理を行う業務であり、平成18年度に株式会社梓設計が行った基本設計業務及び実施設計業務の内容を踏まえて実施するものである。 本業務対象工事は、御料牧場肉加工所地区整備工事のうち、畜舎汚水処理設備工事について行うものであり、水質汚濁防止法で定められた水質基準を充たす必要があるため、高い品質管理が求められる。 従って、基本・実施各設計業務及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき、具体化する必要がある。基本・実施各設計業務と監理業務は密接不可分の関係にある。 上記設計業者は、最も業務内容を把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。	二(ハ)	
皇太子殿下の行啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年9月19日	株式会社エフ・ティー・シーホテル開発 大分市高砂町2番48号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	815,000	815,000	100.0%	—	皇太子殿下の行啓に当たり、殿下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。	□	
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年9月30日	東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号(運送又は保管をさせるとき)	871,680	871,680	100%	—	皇太子殿下の行啓に当たり新幹線の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線を運行する会社は同社以外にないため。	二(ニ)	
ガス料金(本庁分)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	長期継続契約	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	—	32,649,198	—	—	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額欄は4月～9月支払総額
ガス料金(京都事務所分)	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	長期継続契約	大阪ガス株式会社 京都府京都市下京区中堂寺栗田町93	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	—	623,219	—	—	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額欄は4月～9月支払総額
水道料金(本庁分)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	長期継続契約	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	—	40,222,204	—	—	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額欄は4月～9月支払総額
水道料金(新浜鴨場分)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-3	長期継続契約	越谷・松伏水道企業団 埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目5番22号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	—	645,969	—	—	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額欄は4月～9月支払総額
水道料金(京都分)	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	長期継続契約	京都市公営企業管理者上下水道局長 京都市上京区丸太町通智恵光院下る主税町1120	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	—	1,343,724	—	—	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額欄は4月～9月支払総額
震が関WAN利用料金	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-3	長期継続契約	社団法人行政情報システム研究所 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館 1F	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	—	11,744,000	—	—	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ハ)	
電話サービス及び情報通信サービス	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-3	長期継続契約	NTTコミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	—	7,305,623	—	—	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額欄は4月～9月支払総額
電話料金	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-3	長期継続契約	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	—	4,736,821	—	—	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため	二(ロ)	契約金額欄は4月～9月支払総額